昭和六十年総理府令第七号 湖沼水質保全特別措置法施行規

を含む。)の規定に基づき、並びに同法を実施すらの規定を同法第二十二条において準用する場合 五. 六十一号)第七条第一項、第十一条第一項、第十湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第 るため、湖沼水質保全特別措置法施行規則を次の 並びに第十九条第一項及び第二十条第三項(これ ように定める。 条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項

全特別措置法(以下「法」という。)で使用す第一条 この省令で使用する用語は、湖沼水質保

、汚濁負荷量の規制基準

第二条 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん する事業場については第三号に掲げる算式を基 基本とした算式により、汚水処理施設等を設置 場を除く。)については第二号に掲げる算式を 沼特定事業場(汚水処理施設等を設置する事業 を基本とした算式により、新設事業場以外の湖業場以外のものについては第一号に掲げる算式 下「汚水処理施設等」という。)を設置する事 業に係る施設(浄化槽に限る。以下同じ。)(以 の四第一項に規定する農業集落排水施設整備事 下水道終末処理施設、地方公共団体が設置する 業場(以下「新設事業場」という。) であって の適用の日以後に新たに設置される湖沼特定事 含有量に係る法第七条第一項の規制基準(以下 本とした算式により定めるものとする。 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第五十七条 し尿処理施設若しくは浄化槽又は土地改良法 「規制基準」という。)は、それぞれ、規制基準

- $L \parallel a \cdot Qb \times 10 3$
- (この式において、 L、 Q、 a及びbは、 L 排出が許容される汚濁負荷量(単位 それぞれ次の値を表すものとする。
- 一日につきキログラム) 排出水の量(単位 一日につき立方メ
- 水基準を勘案して定める定数 四十五年法律第百三十八号)に基づく排 都道府県知事が水質汚濁防止法(昭和
- 道府県知事が湖沼特定事業場の規模別の 分布の状況等を勘案して定める定数) ○・八以上一・○未満の範囲内で、都 a
- $0 \cdot Qb00 \times 10 3$ $L = \{a \cdot Qb - 1 \cdot (Q - Q0) + \}$

(この式において、L、 すものとする。 b及びbOは、それぞれ次の値を表 Q Q Q a

- 一日につきキログラム) 排出が許容される汚濁負荷量(単位
- 排出水の量(単位 一日につき立方メ
- Q0 規制基準の適用の際における排出水 a及びb 前号の式において用いられるa 及びbと同じ値 の量(単位 一日につき立方メートル)
- b0 ○・九以上一・○未満の範囲内で、 a 0 都道府県知事が水質汚濁防止法に基 づく排水基準を勘案して定める定数
- $\begin{array}{c} L \parallel C \\ \cdot \\ d \\ \cdot \\ Q \\ \times \\ 1 \\ 0 \\ \\ 3 \end{array}$ の分布の状況等を勘案して定める定数) 都道府県知事が湖沼特定事業場の規模別
- (この式において、L、Q、C及びdは、 それぞれ次の値を表すものとする。 排出が許容される汚濁負荷量(単位
- 一日につきキログラム) 排出水の量(単位 一日につき立方メ
- きミリグラム) 基づく排水基準(単位 排出水に適用される水質汚濁防止法に 一リットルにつ
- とができるものとする。) 当該技術上の基準として定められた値等 られた値を℃で除した値以上一・○未満 及び℃の値を勘案して、一・○とするこ とが適当でないと認められる場合には、 定数。ただし、当該方法により定めるこ 設等の整備の見通し等を勘案して定める の範囲内で、都道府県知事が汚水処理施 の水質に関する技術上の基準として定め 汚水処理施設等から排出される排出水
- 2 値は、湖沼特定事業場が属する業種その他の区 分ごとに定めることができるものとする。 前項に規定するa、a0、b、b0及びdの
- 3 四号に掲げる施設を設置するものであり、 和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十 該湖沼特定事業場(以下「共同排水処理場」と から排出される水の処理を行う場合における当 いう。) に係る規制基準は、当該工場又は事業 つ、当該施設において二以上の工場又は事業場 湖沼特定事業場が水質汚濁防止法施行令 (以下「排出事業場」という。) ごとに、排 (昭 カュ

を合計した汚濁負荷量として定めるものとす ては同項第二号に定める算式により算定した値より、新設排出事業場以外の排出事業場についう。) については第一項第一号に掲げる算式に る排出事業場(以下「新設排出事業場」とい 出事業場から排出され、及び共同排水処理場に おいて処理される水の量を排出水の量とみなし て、規制基準の適用の日以後に新たに設置され

|第三条 削除

る。

(届出書の提出部数)

その写し一通を添えてしなければならない。
第四条 法の規定による届出は、届出書の正本に (指定施設の設置の届出)

第五条 法第十五条第一項第六号の環境省令で定 び処理の方法とする。因となる物(以下「汚物」という。)の運搬及 号に規定する項目に関し湖沼の水質の汚濁の原 める事項は、水質汚濁防止法第二条第二項第二

- 2 *١* ، 第一による届出書によつてしなければならな 法第十五条第一項の規定による届出は、様式
- 3 定めるところによるものとする。 前項の届出書の記載については、次の各号の
- び名称を記載すること。 号。以下「令」という。) 第六条の号番号及 特別措置法施行令(昭和六十年政令第三十七 指定施設の種類については、湖沼水質保全
- 載すること。 指定施設の構造については、次の事項を記
- 主要機械又は主要装置の配置 力並びに当該指定施設及びこれに関連する 指定施設の型式、構造、主要寸法及び能
- D 年月日 定年月日並びに指定施設の使用開始の予定 指定施設に係る工事の着手及び完成の予
- 指定施設の使用の方法については、 るべき事項 次の事

その他指定施設の構造について参考とな

- 項を記載すること。
- 指定施設の設置場所
- の使用に季節的変動がある場合には、その指定施設の一日当たりの使用時間及びそ
- 用方法及び使用量並びにその使用に季節的 る原材料(消耗資材を含む。)の種類、使 変動がある場合には、 指定施設を含む作業工程において使用す その概要

- 考となるべき事項 て発生する汚物の種類、量及び除去方法 指定施設の使用時に当該指定施設にお その他指定施設の使用の方法について参
- 理施設等における処理の方法について記載す ること 物の処理施設等までの運搬の方法及び当該処 汚物の運搬及び処理の方法については、汚

(経過措置に伴う届出)

第六条 法第十六条第一項の規定による届出は、 様式第二による届出書によつてしなければなら

準用する。 前条第三項の規定は、前項の届出書の記載に

(指定施設の構造等の変更の届出)

- 第七条 法第十七条第一項の規定による届出は、 様式第三による届出書によつてしなければなら
- 2 第五条第三項の規定は、 に準用する。 (氏名の変更等の届出) 前項の届出書の記載

第八条 法第十七条第二項の規定による届出は、 場合にあつては様式第五による届出書によつて 項の変更に係る場合にあつては様式第四による 法第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる事 届出書によつて、指定施設の使用の廃止に係る しなければならない。

(承継の届出)

第九条 法第十八条第二項の規定による届出は、 様式第六による届出書によつてしなければなら

(光ディスクによる手続)

第九条の二 第五条第二項、第六条第一項、 ことによつて行うことができる。 条第一項、第八条及び第九条の規定による届出 び様式第六の二の光ディスク提出書を提出する こととされている事項を記録した光ディスク及 書の提出については、当該届出書に記載すべき

(光ディスクの構造)

第九条の三 前条の光ディスクは、次の各号の ずれかに該当するものでなければならない。 百二十ミリメートルの光ディスク はⅩ○六○六及びⅩ六二八三に適合する直径 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又

び×六二四八又は×六二四九に適合する直径 百二十ミリメートルの光ディスク 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及

第十条 法第十九条(法第二十二条に対いて準用する場合を含む。)の構造及び使用の方法に関する基準は、別表の中欄に掲げる施設の種類ごする基準は、別表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の下欄に掲げる事項について定めるもとに同表の下欄に掲げる事項に対いて準用のとする。

(指定施設に係る軽微な変更)

第十一条 法第二十条第三項ただし書(法第二十 第十一条 法第二十二条において準用する場合を含む。)の環境省つては、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六つては、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六つでは、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六つでは、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六でに別紙三から別紙六までの各欄に掲げる事項の変更)とする。

(証明書の様式)

び様式第八のとおりとする。第二項の証明書の様式は、それぞれ様式第七及第二項の証明書の様式は、それぞれ様式第七十二条第十二条 法第二十一条第二項(法第二十二条に

二 抽水植物

四 沈水植物三 浮葉植物

五 浮遊植物

(湖辺環境保護地区内における行為の届出)

第十四条 法第三十条第一項の規定による届出書をびに第三項に規定する事項を記載した届出書をびに第三項に規定する事項を記載した届出書をがに第三項に規定する事項の規定による届出

一 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の一添えなければならない。 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を

縮尺五千分の一以上の概況図並びに天然色二 行為地及びその付近の状況を明らかにした以上の地形図

一以上の平面図、立面図及び断面図三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の写真

らかにした縮尺千分の一以上の図面 行為終了後における植生の復元の方法を明一以上の平面図、立面図及び断面図

六 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存

に関する法律(平成四年法律第七十五号)第

この附近の状況とする。 法第三十条第一項の環境省令で定める事項 法第三十条第一項の環境省令で定める事項

い行為) (湖辺環境保護地区内における届出等を要しな

第十五条 法第三十条第九項第一号に規定する環

し、又は損傷すること。 植生の維持管理を目的として植物を採取

物を採取し、又は損傷すること。 環境教育若しくは自然観察を目的として植

四 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十一全に資する事業として行う行為二 湖沼水質保全計画に基づく湖沼の水質の保物を採取し、又は損傷すること。

の認定を受けた生態系維持回復事業として行復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項 三項の規定による通知を要する行為 の規定による届出若しくは同法第六十八条第 項の規定による協議、同法第三十三条第一項 三項の規定による許可、同法第六十八条第一 は同法第二十条第三項若しくは第二十一条第 共団体若しくは同法第四十九条第一項の規定 若しくは同法第二十条第九項第一号に規定す 号)第二条第六号に規定する公園事業の執行 む。) の規定による協議若しくは同法第二十 項(同法第三十条において準用する場合を含 七号の規定による許可、同法第二十一条第一 二十五条第四項若しくは第二十六条第三項第 う行為又は同法第十七条第一項ただし書、第 る保全事業として行う行為、同法第三十条の により指定された公園管理団体が行う行為又 第三号に掲げる事項に従って環境省、地方公 風景地保護協定区域内で同項第二号若しくは された風景地保護協定に基づき同項第一号の 為、同法第四十三条第一項の規定により締結 する認定自然体験活動促進事業として行う行 復事業等として行う行為、同項第三号に規定 為、同項第二号に規定する認定生態系維持回 る認定利用拠点整備改善事業として行う行 八条第一項の規定による届出を要する行為 三第一項の規定により行われる生態系維持回 五号)第十六条若しくは第二十四条に規定す 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一

行為 二十九条第七項の規定による許可を要する 関する法律(平成十四年法律第八十八号)第 関献の保護及び管理並びに狩猟の適正化に

し、又は管理する行為号)第二条第一項に規定する都市公園を設置号)第二条第一項に規定する都市公園を設置

項の規定に基づく条例の規定による許可を要項の規定による協議、又は同法第二十条第一項の規定による協議、又は同法第二十条第一項の規定による協議、又は同法第二十条第一項の規定による届出、同条第一項の規定による届出、同法第八条第同条第一項の規定による届出、同法第八条第同条第一項の規定による届出、同法第八条第同条第六項の規定による届出、同法第八条第同条第六項の規定による協議、又は同法第二十条第一項の規定による協議、又は同法第二十条第一項の規定に基づく条例の規定による許可を要項の規定に基づく条例の規定による許可を要項の規定に基づく条例の規定による許可を要項の規定に基づく条例の規定による許可を要項の規定による許可を要

行為 他の公共の用に供する水路の管理として行う 西条第一項の規定により指定された河川その百条第一項の規定により指定された河川その 号)第三条第一項に規定する河川又は同法第号)第三条第一項に規定する河川又は同法第

する行為

行為 では、明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事又は同法第二条の規十二 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第

四 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第行として行う行為号)第四十一条に規定する保安施設事業の施号。第四十一条に規定する保安施設事業の施

二条第二項に規定する一般公共海岸区域若し

は同法第三条第一項に規定する海岸保全区 くは同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同法第十五条第一項に規定する地すべり防止工事、同法第三条第一項に規定する地すべり防止工事、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同法第一項に規定する本学保全区規定する工事として行う行為

による 険区域の管理又は同法第十六条に規定する工物議 同法第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊防止工事、 よる る法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二 行う 十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す

事として行う行為

物の設置を除く。)又は管理する行為業の用に供する同項第十八号に規定する電気工作業の用に供する同項第十八号に規定する電気事の事に集まの事の場所である。

を設置し、又は管理する行為に供する同条第十三項に規定するガス工作物局)第二条第十一項に規定するガス事業の用十八がス事業法(昭和二十九年法律第五十一

て行う行為 (昭和二十四年法律第百九十九 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十十九 土地改良法。)第二条第二項第一 (日本業として行う行為又は同条第二項第一 (日本)第二条第一項に規定する農用地の災害 (日本)第二条第一項に規定する農用地の災害 (日本)第二条第一項に規定する農用地の災害 (日本)第二十四年法律第百九十

験研究として行う行為一十 国又は地方公共団体の試験研究機関が試

は学術研究として行う行為 六号)第一条に規定する大学における教育又二十一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十

市工工工工年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定により登録された登録有形文化財、同法第九十二条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第古十条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第古十条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第一項の規定により登録された登録記念物、第百三十四条第一項の規定により登録された登録記念物、第百三十二条第一項の規定により登録された登録記念物、第百三十二条第一項の規定により選定された重要文化的景観、又は同法第百四十三条第一項の規定により選定された重要文化的景観、又は同法第百四十三条第一項の規定により選定された任義的表述といる。

(届出書の添付図面の省略等)

第十六条 法第三十条第一項の規定による届出を第十六条 法第三十条第一項の規定により届出書に添えなければ四条第二項の規定により届出書に添えなければ四条第二項の規定により届出書に添えなければ四条第二項の規定による届出を

2 ればならない。 旨及び理由を記載した書面を届出書に添えなけ前項の変更に係る届出にあっては、変更の趣

3 該添付図面の一部を省略することができる。 部を添える必要がないと認められるときは、当 のであることその他の理由により添付図面の全 (補償請求書) 第一項に該当するもののほか、法第三十条第 項の規定による届出に係る行為が、軽易なも

第十七条 法第三十四条第二項の規定により補償 項を記載した請求書を都道府県知事に提出しな ければならない。 を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事 請求者の住所及び氏名(法人にあっては、 1

の氏名) 補償請求の理由

主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者

(政令市の長の通知すべき事項) 補償請求額の総額及びその

第十八条 法第四十二条第二項の環境省令で定め る事項は、次に掲げる事項とする。 第十条、第十一条第三項及び第十四条第三項 水質汚濁防止法第五条、第六条、第七条、

一 水質汚濁防止法第二十三条第二項の規定に 同じ。) に係るもの する指定地域内のものを除く。次号において 設(水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定 の規定による届出の内容のうち、湖沼特定施 3

三 法第十五条第一項、第十六条第一項、第十 よる通知の内容のうち、湖沼特定施設に係る 1

七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項 の規定による届出の内容 2

間、

用する場合を含む。)の規定による通報の内十七条第三項及び第十八条第三項において準1 法第十五条第二項(法第十六条第二項、第

一十一日)から施行する。この府令は、法の施行の日 (昭和六十年三月

令第四四号) (昭和六○年一二月一七日総理府

旦 の一部を改正する政令(昭和六十年政令第三百 ・四号)の施行の日(昭和六十年十二月二十三 この府令は、湖沼水質保全特別措置法施行令 から施行する。

四五号) 則 (平成二年九月二〇日総理府令第

> 施行する。 この総理府令は、平成二年九月二十二日 から

第四一号) 則 (平成三年一一月一九日総理府令

この府令は、公布の日から施行する。

1

第四九号) 附 則 (平成五年一〇月二九日総理府令

この府令は、平成六年四月一日から施行す

七附号。 則 (平成八年三月二九日総理府令第

(施行期日)

(様式に関する経過措置) この府令は、 公布の日から施行する。

2 この府令による改正後の大気汚染防止法施行 利水障害の防止のための水道水源水域の水質の る届出書は、当分の間、なお従前の様式による 保全に関する特別措置法施行規則様式第八によ 全特別措置法施行規則様式第四並びに特定水道 規則様式第四及び様式第六、水質汚濁防止法施 ことができる。 六、振動規制法施行規則様式第六、湖沼水質保 行規則様式第五、騒音規制法施行規則様式第 2 1

適用については、なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置) この府令の施行前にした行為に対する罰則の

附 第二六号) 則 (平成一一年三月三一日総理府令

る。 改正前の様式による用紙については、当分の この府令の施行の際現にあるこの府令による この府令は、平成十一年十月一日から施行す

七号) 附 これを使用することができる。 則 (平成一二年二月八日総理府令第

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十二年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当1条 この府令は、平成十二年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

第十一条中特定水道利水障害の防止のための 行規則第三条及び第十一条の改正規定並びに 正規定、第九条中湖沼水質保全特別措置法施 別措置法施行規則様式第一及び様式第二の改 次の改正規定、第七条中瀬戸内海環境保全特 の改正規定、第六条中悪臭防止法施行規則目 水道水源水域の水質の保全に関する特別措置 第三条中水質汚濁防止法施行規則様式第一

公布の 法施行規則第八条及び第十五条の改正規定

第九四号) 則 (平成一二年八月一四日総理府令 抄

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 この府令は、内閣法の一部を改正する法律 伞

令第二七号) 則 (平成一四年一二月一八日環境省

施行の日(平成十五年一月一日)から施行す 法律(平成十四年法律第四号)第七条の規定の この省令は、地方自治法等の一部を改正する

第一〇号) 則 (平成一八年三月二九日環境省令

る。 を改正する法律(平成十七年法律第六十九号) の施行の日(平成十八年四月一日)から施行す この省令は、湖沼水質保全特別措置法の一部

の変更の公示を行うまでの間は、なお従前の例知事が法第七条第三項の規定に基づく規制基準条第一項第二号の規定にかかわらず、都道府県 改正後の湖沼水質保全特別措置法施行規則第二 の変更を行うものについては、この省令による 適用の日以後に湖沼特定施設の設置又は構造等 による。 新設事業場以外の湖沼特定事業場で規制基準

(平成一九年四月二〇日環境省令

(施行期日)

第一条 この省令は、 公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に よる改正後の様式によるものとみなす。 よる改正前の様式による証明書は、この省令に

則

第一条 この省令は、自然公園法及び自然環境保 第四十七号)の施行の日(平成二十二年四月一 全法の一部を改正する法律(平成二十一年法律 日)から施行する。

(平成二五年一二月一九日環境省

行の日 する。 防止のための関係法律の整備に関する法律の施 この省令は、放射性物質による環境の汚染の (平成二十五年十二月二十日) から施行

第三号) 則 (平成二七年二月二〇日環境省令 抄

施行期日

化に関する法律の一部を改正する法律(平成二第一条 この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正 う。) の施行の日(平成二十七年五月二十九日) から施行する。 十六年法律第四十六号。以下「改正法」とい

第一 則 (

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による 改正前の様式により調製した用紙は、この省令 て使用することができる。 の施行後においても当分の間、これを取り繕っ 3

第四号) 抄(平成二二年三月二九日環境省令)

(施行期日)

令第二四号)

第 附 一 号 則 (平成二八年三月二五日環境省令

法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から 施行する。 この省令は、電気事業法等の一部を改正する

第四号) 則 (平成二九年三月二九日環境省令

等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行 の日(平成二十九年四月一日)から施行する。 この省令は、電気事業法等の一部を改正する 附 則 (令和二年三月三〇日環境省令第

九号)

この省令は、 附 則 (令和二年一二月二八日環境省令 公布の日から施行する。

施行期日

第三一号)

(経過措置) この省令は、 公布の日から施行する

改正前の様式(次項において「旧様式」とい による改正後の様式によるものとみなす。 う。)により使用されている書類は、この省令 この省令の施行の際現にあるこの省令による

とができる。 内で、当分の間、これを取り繕って使用するこ 紙については、合理的に必要と認められる範囲 この省令の施行の際現にある旧様式による用

附 則 (令和三年三月二五日環境省令第

(施行期日) 三号)

1 この省令は、 令和三年四月 日 から施 行す

経過措置)

2 改正前の様式(次項において「旧様式」とい この省令の施行の際現にあるこの省令による 都港府県製事 殿

班古斯斯斯爾田出來

1 △印の棚の記載については、別報によることとし、かつ、できる限り、図園、表寺を利用すること。
 ※毎印の欄には、記載しないこと。
 届出書及び別紙の用様の大きさは、図園、表寺やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名

内で、当分の間、これを取り繕って使用するこ紙については、合理的に必要と認められる範囲。 この省令の施行の際現にある旧様式による用 による改正後の様式によるものとみなす。 う。) により使用されている書類は、この省令

3

とができる。 (施行期日) 五 附号 則 抄 (令和四年三月一四日環境省令第

第一条 この省令は、 行する。 (令和四年四月一日)から施、自然公園法の一部を改正す

| 全年で | 「全年では今第十汚物だめ及び汚水だめの構造に関すは今第十汚物だめ及び汚水だめの構造並びには一条に掲げる事項 | 「年月又に接する畜舎の通路等の構造並びにこれ る施設 と同等以上の効果を有する措置に関三 湖沼の水質の保全に関し前各号びにふん尿の管理に関する事項 二 汚物だめ及び汚水だめの使用並

様式第2(第6条関係) 都道府県知事 (市 長) 殿

様式第1

(第5条関係

設 掲 げる施

令第

六

条

死魚の除去に関する事項飼料の投与に関する事項

する事項

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名

指定施設使用届出書

- Δ印の側の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 扱印の欄には、記載しないこと。
 届出書及U別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

都道府県知事 (市 長) 殿

指定施設の構造等変更届出書

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名

※整理番号 ※受理年月日 ※施設番号

都道府県知事 (市 長) 殿

様式第6の2(第9条の2関係)

様式第5 (第8条関係)

指定施設使用廃止届出書

都道府県知事 (市 長) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名

年 月 日

指定施設の使用を廃止したので、湖沼水質保全特別措置法第17条第	2項の規定により、次のと	おり届け出ます。	
指定施設の所在地		※整理番号	
指定施設の種類		※ 受理年月日	年 月 日
使用廃止の年月日	年 月 日	※ 施 設 番 号	
使用廃止の理由		※ 備 考	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。 2 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第6(第9条関係)

都道府県知事 (市 長) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名

年 月 日

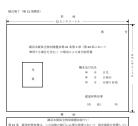
指定施設の所在地											理	番	号	-					
指定施設の種類										*	受	理:	₽月	B		年	月	В	
承継の年月	月日							年	月	В	*	施	設	雷	号				
被	承	継	者	氏名	又は	名利					×	俯			考				
				住		В	ř												
承継の原因	N										1								

承 継 届 出 書

別所の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

間部水質保全物別物理法等 条署 項の規定による居出に即し提出すべき書類に記載す ペキこととされている事項を記録したガディスタを以下のとおり提出いたします。 本提出者に添付されているカディスタに記録された事項は、事実に報達かりません。 1. 光ディスクに記録された事項

都連合系加率 (市 見) 殿 延振者 氏を又は名称及び住所を切じた 人とかつてはその代表者の近名



湖京水質保全特別措置法第 32 条第 2 項の規定によら身分批明書 耳耳 職名及び近名 年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効 都进疗讯知事

- のと移してはなりない。 第 46条 次の各分のいずれかに独当する者は、30万円以下の罰金に助する。 三 第 20条第 1項の規定による報告をせず、者しくは遺跡の報告をし、文は による検査者しくは調査を係み、物げ、者しくは追避した者